

公告第 17 号

入札公告

上田市小中学校用ライセンス使用料入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月 10 日

上田市長 土屋 陽一

1 入札対象業務

業 務 名	小中学校クラウド型学習用ドリルソフトライセンス使用料更新
業 務 箇 所	上田市内小中学校 34 校（菅平小・中学校を 1 校としてカウント） 上田市教育委員会事務局
業 務 概 要	小中学校のクラウド型学習用ドリルソフトライセンス使用料契約
業 務 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

2 入札者の資格条件

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- （1） 上田市物品入札（見積）参加願提出業者名簿に登録されている者であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を地方公共団体から受けていない者であること。
- （3） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4） 上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札参加表明書の提出

入札参加を希望する者は、次のとおり「入札参加表明書」を事前に提出し、上田市担当者の確認を受けること。

様 式	別紙のとおり
提 出 期 限	令和 8 年 3 月 6 日（金） 17 時 15 分 まで
提 出 先	上田市教育委員会事務局 学校教育課 （上田市大手一丁目 11 番 16 号 南庁舎 2 階）

4 入札日程等

仕 様 書 の 閲 覧	令和8年2月10日（火）から令和8年3月10日（火）まで上田市ホームページ（ https://www.city.ueda.nagano.jp/ ）への掲載及び上田市教育委員会事務局学校教育課で行う。
質 問 書 の 受 付	令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）までに上田市教育委員会事務局学校教育課へ提出すること。（様式は任意）
質 問 へ の 回 答	令和8年3月2日（月）までに上田市ホームページで閲覧に供する。
入札書の提出方法	入札書は入札場所に持参すること。 ※初回入札で落札者が決定しないときは引き続き2回目の入札を行う。 再度の入札でも落札者が決定しないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。 ※初回入札に限り、郵送による提出も認める。郵送の場合は、令和8年3月9日（月）17時までに学校教育課必着とする。
入 札 日 時 ・ 場 所	令和8年3月10日（火） 14時00分 上田市役所 301会議室

5 入札事項等

入 札 書 記 載 金 額	落札決定にあたっては、入札書に記載された額に、100分の10に相当する額（以下消費税相当額という）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約を締結するため、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を控除した金額を入札書に記載すること。ただし、消費税法等の改正により消費税率等に変動が生じる場合は、改正後の率を乗じた額を消費税相当額とする。
入 札 保 証 金	入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の5%とし、納付は免除する（落札者が契約を締結しない場合は納付を要する）。
契 約 保 証 金	上田市財務規則（平成18年上田市規則第45号）第124条の規定による。
落札者の決定方法	予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
そ の 他	本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降に当該予算の執行が可能となった時に、入札の効力が発生する。また、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 問い合わせ

入札及び仕様に関すること（担当：綿内）

上田市教育委員会事務局 学校教育課 TEL 0268-23-5101 FAX 0268-23-3745